

第 4607 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 11月 8日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 税務調査の前倒し実施

Q：税務調査の手続きが改正されることに先立ち、すでに実施されていることもあるのか。どのようになっているのですか？

A：11項目が前倒しで実施されています。

【解説】

税務調査の手続きが改正され、平成25年1月から施行されることになっていますが、国税庁では、施行後の調査がスムーズに行くようにと、法定化された11項目の事前通知をすでに10月1日から前倒しして実施しています。

したがって、事前調査の連絡については、納税義務者と税務代理人に対して、原則として、電話等ですでに連絡されるようになっていきます。

11項目とは、次の事項です。

- ①実施調査を行う旨
- ②調査開始日時
- ③調査開始場所
- ④調査の目的
- ⑤調査の対象となる税目
- ⑥調査の対象となる期間
- ⑦調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所
- ⑨調査を行う調査官の氏名及び所属官署
- ⑩調査開始日時又は調査場所の変更に関する事項
- ⑪事前通知事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合には、その事項に関し調査を行うことができる旨

